

# 積丹町森林整備計画

計画期間 自 平成25年 4月 1日  
至 平成35年 3月31日

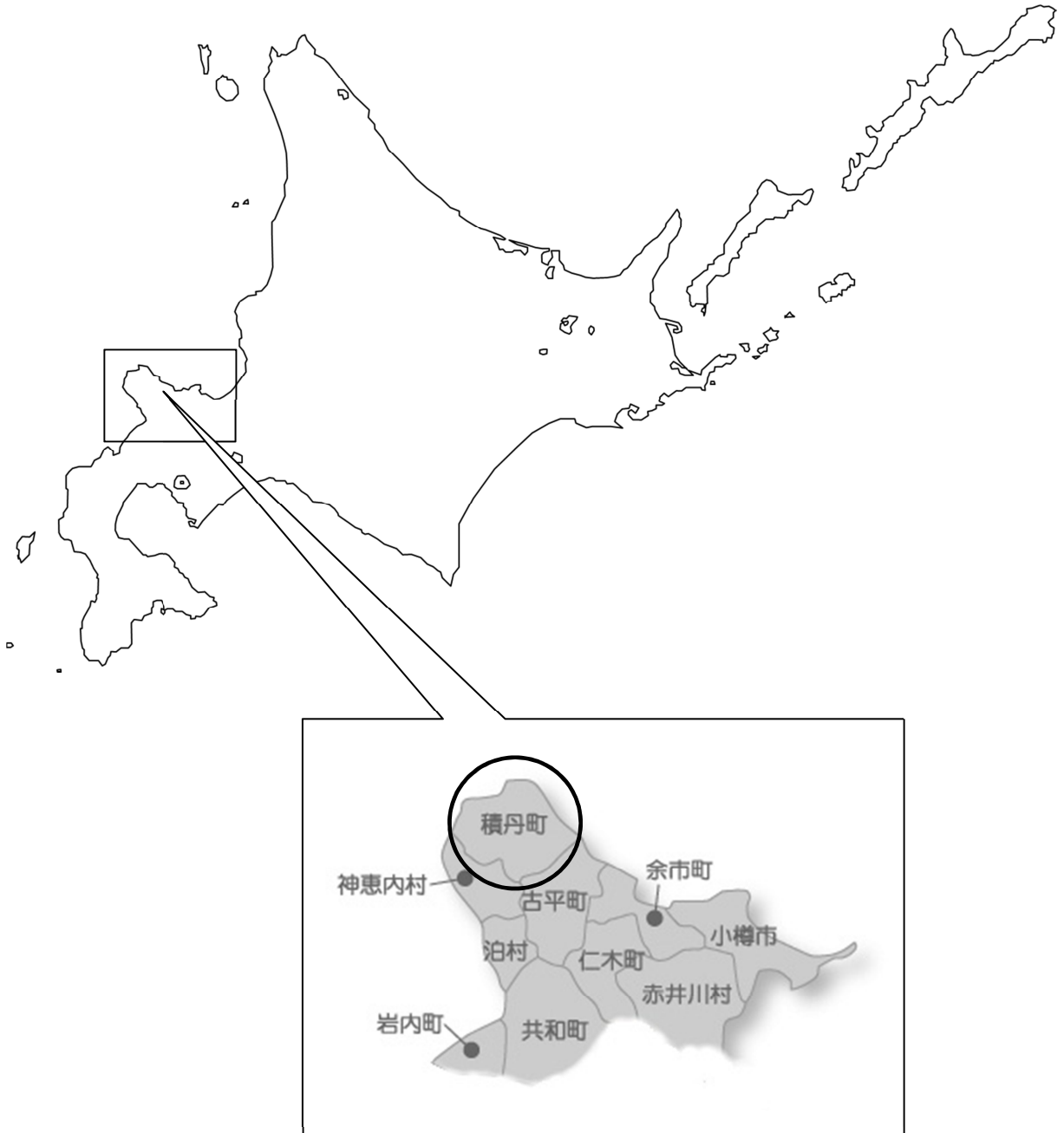
北 海 道  
積 丹 町

## 目 次

|                                                                         |          |
|-------------------------------------------------------------------------|----------|
| <b>I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項</b>                                     | <b>4</b> |
| 1 森林整備の現状と課題                                                            | 4        |
| 2 森林整備の基本方針                                                             | 4        |
| (1) 地域の目指すべき森林資源の姿                                                      |          |
| (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策                                             |          |
| 3 森林施業の合理化に関する基本方針                                                      | 6        |
| <b>II 森林の整備に関する事項</b>                                                   | <b>7</b> |
| 第1 立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）                                           | 7        |
| 1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法                                                      | 7        |
| 2 樹種別の立木の標準伐期齢                                                          | 7        |
| 3 その他必要な事項                                                              | 8        |
| 第2 造林に関する事項                                                             | 8        |
| 1 人工造成に関する事項                                                            | 9        |
| 2 天然更新に関する事項                                                            | 10       |
| 3 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在                                               | 11       |
| 4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準                                          | 11       |
| 5 その他必要な事項                                                              | 12       |
| 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準                             | 12       |
| 1 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐の標準的な方法                                              | 13       |
| 2 保育の作業種別の標準的な方法                                                        | 13       |
| 3 その他間伐及び保育の基準                                                          | 14       |
| 4 その他必要な事項                                                              | 14       |
| 第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項                                           | 14       |
| 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法                                          | 14       |
| (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林                                     |          |
| (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林      |          |
| 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法                      | 15       |
| (1) 区域の設定                                                               |          |
| (2) 森林施業の方法                                                             |          |
| 3 その他必要な事項                                                              | 15       |
| 第5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項                                       | 16       |
| 1 路網等の整備に関する事項                                                          | 16       |
| (1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項 |          |
| (2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項                                                 |          |
| (3) 基幹路網の維持管理に関する事項                                                     |          |
| 2 その他必要な事項                                                              | 18       |

|      |                                    |    |
|------|------------------------------------|----|
| 第6   | 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項      | 18 |
| 1    | 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針      | 18 |
| 2    | 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策     | 19 |
| 3    | 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項        | 19 |
| 4    | その他必要な事項                           | 19 |
| 第7   | 森林施業の共同化の促進に関する事項                  | 19 |
| 1    | 森林施業の共同化の促進方向                      | 19 |
| 2    | 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策          | 19 |
| 3    | 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項             | 19 |
| 4    | その他必要な事項                           | 20 |
| 第8   | その他森林整備の方法に関し必要な事項                 | 20 |
| 1    | 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項              | 20 |
| 2    | 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項    | 20 |
| 3    | 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項        | 21 |
| 4    | その他必要な事項                           | 21 |
| Ⅲ    | 森林の病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項  | 21 |
| 1    | 森林病虫害の駆除及び予防の方法等                   | 21 |
|      | (1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法            |    |
|      | (2) その他                            |    |
| 2    | 鳥獣による森林被害対策の方法                     | 21 |
| 3    | 林野火災の予防の方法                         | 22 |
| 4    | 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項       | 22 |
| 5    | その他必要な事項                           | 22 |
|      | (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分  |    |
|      | (2) その他                            |    |
| Ⅳ    | 森林の保健機能の増進に関する事項                   | 22 |
| 1    | 保健機能森林の区域                          | 22 |
| 2    | 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法 | 22 |
| Ⅴ    | その他森林の整備のために必要な事項                  | 23 |
| 1    | 森林経営計画の作成に関する事項                    | 23 |
| 2    | 森林整備を通じた地域振興に関する事項                 | 23 |
| 3    | 森林の総合利用の推進に関する事項                   | 23 |
| 4    | 住民参加による森林の整備に関する事項                 | 23 |
| 5    | その他必要な事項                           | 23 |
| 別表1  | 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域   | 27 |
| 別表2  | 森林施業の方法を特定すべき森林の区域                 | 29 |
| 参考資料 | 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林      | 32 |

## 積丹町の位置



## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本町は、突き出した積丹半島の先端部、後志管内の最北端にあり、積丹岳、余別岳を背に美国川、積丹川、余別川などが山地から耕地、集落を経て日本海に注ぎ込んでいます。海岸一体は、ニセコ・積丹・小樽海岸国定公園及び海中公園等に指定されており、恵まれた自然景観を持つ観光産業とともに、漁業、農業の一次産業を基幹産業として、札幌道央圏との至近性を活かした活力ある町づくりを推進しています。

本町の総面積23,820haのうち、森林面積は19,760haで83%を占めています。

民有林面積は4,685haで、その内訳は一般民有林面積2,975ha、町有林面積1,710haとなっています。また、民有林のうち、カラマツ及びトドマツ等を主体とした人工林の面積は1,663haであり、人工林率は35%と全道平均値(34%)と同程度となっています。年齢構成では、10年齢級以上(林齢46年以上)の林分が約50%を占める偏った構成となっているほか、トドマツでは6～10年齢級(林齢26年～50年)が8割以上を占めており、今後はこれらの森林を地域の振興に資する資源として、適切な森林整備をしていくことが当面の課題です。

一方、林業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いていますが、地球温暖化防止の観点から森林の適切な整備と木材の有効利用が重要なテーマとなっていることから、当町全域に見られる保育・間伐等が適正に実施されていない森林等について、人工林の伐採や造林、保育、間伐等の適正な実施及び優良天然林の育成等を推進していくことが必要となっています。

また、本町の森林は、地域住民の生活に密着した里山や、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯、針葉樹と広葉樹が混在する天然林帯と多様な林分構成になっており、また、町民の価値観の多様化により森林に求められる役割や機能も多様化していることから、公益的機能を持続的に確保するための適切な管理・保全も課題となっています。特に、積丹川、余別川の保護水面を持ち、町内全域に水源涵養林があることから、水源涵養機能の高度発揮と維持のため、計画的な保育・間伐などの森林整備を推進することが求められています。

町内の農漁村集落に隣接する森林については、地域住民の安全確保のため、災害防止機能及び土壌保全機能等の発揮を図る治山施設の整備を進めるとともに、森林とのふれあいの場としての活用が期待されています。

加えて、当町管内における地区ごとの森林整備については、次の基本的な方向性にに基づき進めるとします。

#### (1) 美国地区

高齢級人工林の資源循環を図りながら、効率的な林業経営を進めるとともに、町民の憩いの場として町有林の活用を図ることとします。

#### (2) 婦美・野塚地区(海岸周辺)

自然公園としての景観を保全し、保健文化機能の発揮を図ることとします。

#### (3) 婦美・余別地区(保護水面周辺)

水産資源の保全を踏まえ、生物多様性に配慮した森林の育成を図ることとします。

#### (4) 婦美・丸山・余別・神岬地区(水源林)

分収造林地等の水源林の適切な整備を進め、水源涵養機能の発揮を図ることとします。

なお、当町の森林の一体的かつ総合的な整備及び保全を推進するため、石狩森林管理署、(独)森林農地整備センターと締結している「積丹地域森林整備推進協定」に基づく森林共同施業団地における連携した取組を推進することとします。

### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとします。

このため、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材等生産機能の維持増進を図る森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林について「水源涵養林」、山地災害防止機能又は土壌保全機能の維持増進を図る森林について「山地災害防止林」、住民にとって快適な環境を形成する機能の維持増進を図る森林について「生活環境保全林」、及び保健・レクリエーション機能、文化機能又は生物多様性保全機能の維持増進を図る森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という）を設定します。

なお、「水源涵養林」において、木材等生産機能も併せて維持増進を図るべき区域については、「木材等生産林」との重複区域として設定することとします。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林整備を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進することとします。

## （２）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備の基本方針は次表のとおりとします。

### 【森林の区域と森林整備の基本方針】

#### 公益的機能別施業森林

| 重視すべき機能            | 森林の区域    | 望ましい森林の姿                                                                                          | 森林の整備及び保全の基本方針                                                                                                                                                      |
|--------------------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 水源涵養機能             | 水源涵養林    | 下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。            | 良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業を推進する。                                                                              |
|                    | 水資源保全ゾーン | 下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。                        | 良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。                                                                                              |
| 山地災害防止機能<br>土壌保全機能 | 山地災害防止林  | 下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。 | 災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級や天然力を活用した複層状態の森林への誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び裸地化の回避を図ることとする。<br>また保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、溪岸の侵食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。 |
| 快適環境形成機能           | 生活環境保全林  | 樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。                                              | 地域の快適な生活環境を保全する観点から、風、騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、生活環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、及び防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。                                   |

| 重視すべき機能                                | 森林の区域       |         | 望ましい森林の姿                                                                                                                                                                                   | 森林の整備及び保全の基本方針                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------------------|-------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保健・レクリエーション機能<br>文化機能<br>生物多様性<br>保全機能 | 保健・文化機能等維持林 |         | 原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林、史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。 | 生物多様性の保全や保健、レクリエーション利用、文化活動を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施策を推進する。<br>保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあっては、立地条件や道民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。また、潤いある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあっては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。 |
|                                        | 生物多様性ゾーン    | 水辺林タイプ  | 日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生息・生育に適した森林や、周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。                                                                                                       | 水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施策を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施策を推進する。                                                                                                                                                                                                                                                        |
|                                        |             | 保護地域タイプ | 原生的な森林生態系を構成し、希少な生物の生息・生育に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。                                                                                                                                | 希少な野生生物の生息・生育地確保の観点から、原生的な森林の保全に配慮した施策を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。                                                                                                                                                                                                                         |

#### 公益的機能別施業森林以外の森林

| 重視すべき機能 | 森林の区域  |  | 望ましい森林の姿                                                                   | 森林の整備及び保全の基本方針                                                                                                            |
|---------|--------|--|----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 木材等生産機能 | 木材等生産林 |  | 林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。 | 木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進する。 |

その他、必要な事項は次のとおりとします。

山地災害防止機能をより高度に発揮させるため、急傾斜地や沢沿いの森林土壌が薄く表層崩壊が起りやすい箇所については、根系の発達を促し、下層植生が発達した良好な森林を育成するため、適切な保育・間伐等の促進に努めることとします。また、長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。

公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる森林の構造を基本におき、植栽本数の低減や植栽時期の分散を図ることとします。

地域の人工林の保続を図りながら資源の循環利用を進めるため、「北海道人工林資源管理方針」に基づき、人工林資源の適正な管理に取り組むものとします。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、市町村、国有林等の流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産木材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進することとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進に当たっては、地域の関係者が連携し、路網整備の推

進や森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての森林バイオマス利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むこととします。

## Ⅱ 森林の整備に関する事項

### 第1 立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

#### 1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

Iの2の森林整備の基本方針を踏まえ、適切な森林の施業方法により、立木を伐採することとします。

##### （1）主伐

主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については皆伐又は択伐によることとします。

##### ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち、イの択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとします。

また、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20ヘクタールを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散並びに伐採時期の長期化に努めることとします。

伐採の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮することとします。

##### イ 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とするよう努めることとします。

なお、択伐に当たっては、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとし、森林の有する多面的機能の維持増進が図られるよう、適切な林分構造とすることとします。

また、天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特性などを勘案し、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚幼樹の生育状況等を勘案することとします。

（2）主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に留意して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

（3）伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に伐採後の更新を天然更新とする場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を勘案して行うこととします。

なお、劣悪な自然条件により更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林では、択伐等適確な更新に配慮した伐採方法とします。

（4）複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保全させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うこととします。

#### 2 樹種別の立木の標準伐期齢

本町における立木の標準伐期齢は、標準的な立地条件にある森林における、平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐採期及び森林の構成を勘案して次のとおり定めます。



## 1 人工造成に関する事項

Iの2の森林整備の基本方針を踏まえ、適切な森林の施業方法により、人工造林を実施することとします。また、効率的な森林整備を行うため、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた施業プランの下で人工造林を検討することとします。

### (1) 人工造林の対象樹種

ア 人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件への適応、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材利用状況等を勘案し、選定することとします。

イ 多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討することとします。特に、河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定することとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮することとします。

ウ 育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、造林樹種を選定することとします。

| 区分        | 樹種名                                                   | 備考 |
|-----------|-------------------------------------------------------|----|
| 人工造林の対象樹種 | カラマツ、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、グイマツ（F1含む）、カツラ、カバ類、ミズナラ、その他郷土樹種 |    |

なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選択することに努めるものとします。

### (2) 人工造林の標準的な方法

ア 育成単層林を導入又は維持する森林

(ア) 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。特に、水源涵養林、山地災害防止林にあっては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うこととします。

(イ) 地拵えは、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及び過去の野鼠被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うこととします。

(ウ) 植栽時期は次表のとおり春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うこととします。

#### 【植栽時期】

| 区分  | 樹種          | 植栽期間        |
|-----|-------------|-------------|
| 春植え | トドマツ、アカエゾマツ | 4月初旬～ 6月上旬  |
|     | カラマツ、その他    | 4月中旬～ 5月下旬  |
| 秋植え | トドマツ、アカエゾマツ | 9月上旬～ 11月下旬 |
|     | カラマツ、その他    | 9月中旬～ 11月下旬 |

(エ) 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

植栽本数の検討に当たっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮や植栽コストの低減を図ることを目的に本数の低減につ

いても併せて検討することとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したグイマツ雑種F1等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減に当たっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用による植栽本数の低減を検討することとします。

#### 【植栽本数】

単位 本/ha

| 仕立ての方法 | 樹 種   |       |       |       |
|--------|-------|-------|-------|-------|
|        | カラマツ  | トドマツ  | その他針  | 広葉樹   |
| 密仕立て   | 2,500 | 2,500 | 2,500 | 2,500 |
| 中庸仕立て  | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 |
| 疎仕立て   | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 |

なお、定められた標準的な本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な植栽本数を判断して行うように努めるものとします。

#### イ 育成複層林を導入又は維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保することとします。植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けることとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とすることとします。

#### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

なお、天然更新による場合は2の(3)によることとします。

### 2 天然更新に関する事項

天然更新は、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が見込まれる森林において行うこととします。

#### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ハルニシ、ミズナラなどとし、天然下種更新ではカンバ類やドロノキ・ハンノキなどとし、

| 区分        | 樹種名                        | 備考 |
|-----------|----------------------------|----|
| 天然更新の対象樹種 | イタヤカエデ、ハンノキ、ミズナラ、カンバ類、ドロノキ |    |

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選択することに努めるものとします。

#### (2) 天然更新の標準的な方法

##### ア 天然更新の完了の判断基準

第3の2(2)ウに定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の生立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高となった高

木天然木（注１）の稚幼樹等（注２）が、幼齡林（注３）にあっては成立本数が立木度（注４）３以上、幼齡林以外の森林にあっては林地面積（注５）に対する疎密度が３０％以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、ぼう芽性の強い樹種（イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ等）を対象とし、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齡林にあっては成立本数が立木度３以上、幼齡林以外の森林にあっては林地面積に対する疎密度が３０％以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」（平成 24 年 5 月 15 日付け森林第 111 号森林計画課長通知）によることとします。

（注１）高木天然木とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が 10m 以上になる樹種です。

（注２）稚幼樹等とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

（注３）稚齡林とは、伐採後おおむね 15 年生未満の森林をいいます。

（注４）立木度とは、幼齡林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数（天然更新すべき本数の基準）との対比を十分率であらわしたもので、立木度 3 は期待成立本数の 3 割が更新した状態をいいます。なお、伐採後 5 年を経過した林分における天然更新の対象樹種の期待成立本数は、別途定める「天然更新の完了の判断基準について」によるものとします。

|                                                               |
|---------------------------------------------------------------|
| $\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} \div \text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}$ |
|---------------------------------------------------------------|

（注５）林地面積とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

#### イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を確保する場合、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うこととし、ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出しを行うこととします。

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、樹液の流動期（６～８月）を避けて伐採することとし、ぼう芽の発生状況等を考慮の上、必要に応じ芽かき又は植込みを行うこととします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い更新を確保することとします。

なお、かき起こしの実施に当たっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

#### （３）伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、皆伐、択伐に関わらず原則として伐採が終了した日を含む年度の翌年度から起算して 5 年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度から起算して 7 年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を行う事とします。

### ３ 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在

主伐後の適確な更新を図るため、天然更新が期待できない森林等を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として定めます。

特に、カラマツやトドマツなどの人工林資源の保続を図る必要があることから、第 4 の 2 において木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域に位置づけられている森林のうちの人工林、公益的機能の高度発揮が求められる水資源保全ゾーンにおいて確実かつ早期に更新を図るため、当該ゾーンの全森林について指定します。指定する森林の区域は次のとおりです。

| 森林の区域（林小班）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 参 考           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 7林班－7、17～24、30、35～36、41、45小班<br>8林班－23小班<br>10林班－6、9、15～16、20、26～28、51小班<br>11林班－14～15、22、30～32、34、40、42、44～50、71、<br>73～74、79、87、94～95、97、99～100、103、11<br>1、114～115、118～121小班<br>12林班－17、20～21、23～24、33、37～38、42、44、47～<br>48、60、75～83小班<br>14林班－1～2、4～10、12～14、16～34、73小班<br>15林班－1～2、4～8、22、25～26、34、53小班<br>16林班－1～3、5～6、9～11、13～15、20～24、26～27小班<br>17林班－1～3、5～14、17、19～20、22～31、36、40～41、<br>45、48、51～52、54、59小班<br>18林班－19、22～23、26、34小班<br>21林班－3、15小班<br>23林班－3～4、9、17、22～24、28～29、33～34、36、38<br>小班<br>24林班－8、15、18、23、26～27、30、41、44～45、47、<br>62～63、78、80～82、100、103、105、109、111<br>～113、125小班<br>32林班－1、3～5、9～10、12～21、23、25、39～40、42、<br>49～57、61～64、66、68～71、73～74、77～78、<br>80小班 | 木材等生産森林のうち人工林 |

なお、上記の森林において、主伐を行う場合は、「伐採跡地の人工造林をすべき期間」の期間内に人工造林を行う必要があります（注）。

（注）植栽の具体的な方法については、森林経営計画の実施基準として、農林水産省令による基準が適用されます。

#### 4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

##### （1）更新に係る対象樹種

###### ア 人工造林の場合

1の（1）による

###### イ 天然更新の場合

2の（1）による

##### （2）生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

2の（2）において記載している「5年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数」による

#### 5 その他必要な事項

（1）土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拵えを行う場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

（2）伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等への植林を推進します。

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

Iの2の森林整備の基本方針を踏まえ、適切な森林の施業方法により、間伐及び保育を実施することとします。

## 1 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐の標準的な方法

- (1) 間伐は、林冠がうっ閉し、林木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。
- (2) 間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等については、次表のとおりとします。

| 樹種<br>(生産目標)  | 施業方法                                              | 間伐の時期（林齢） |    |    |    |    | 間伐の方法                                                                |
|---------------|---------------------------------------------------|-----------|----|----|----|----|----------------------------------------------------------------------|
|               |                                                   | 初回        | 2回 | 3回 | 4回 | 5回 |                                                                      |
| カラマツ<br>(一般材) | 植栽本数：2,000 本/ha<br>仕立て方法：中庸仕立て<br>主伐時の設定：400 本/ha | 19        | 26 | 34 | 42 | —  | 選木方法：定性及び定量<br>間伐率(材積率)：20～33%<br>間伐間隔年数<br>標準伐期齢未満：7年<br>標準伐期齢以上：8年 |
| トドマツ<br>(一般材) | 植栽本数：2,000 本/ha<br>仕立て方法：中庸仕立て<br>主伐時の設定：450 本/ha | 21        | 28 | 36 | 45 | —  | 選木方法：定性及び定量<br>間伐率(材積率)：20～33%<br>間伐間隔年数<br>標準伐期齢未満：8年               |

(注1)「カラマツ間伐施業指針(北海道林務部監修)」及び「トドマツ人工林間伐の手引き(北海道林務部監修)」などを参考とした。

(注2) 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なることに留意すること。

## 2 保育の作業種別の標準的な方法

### (1) 下刈り

局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は、造林樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

### (2) 除伐

侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い造林樹種など、育成の対象となる林木と競合し成長を妨げるものを適時適切に除去することとします。造林樹種以外であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存し育成の対象とすることとします。

### (3) つる切り

育成の対象となる林木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くこととします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次表のとおりとします。

#### 【保育の標準的な方法】

| 樹種   | 植栽年 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
|------|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
| カラマツ | 春   | ① | ② | ② | ① | ① |   |   |   |   |    |
|      | 秋   |   | ② | ② | ② | ① | ① |   |   |   |    |
| トドマツ | 春   | ① | ② | ② | ① | ① | ① | ① | ① | ① | ①  |
|      | 秋   |   | ② | ② | ② | ① | ① | ① | ① | ① | ①  |

| 樹種   | 植栽年 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
|------|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| カラマツ | 春   | △  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|      | 秋   |    | △  |    |    |    |    |    |    |    |    |
| トドマツ | 春   |    |    |    | △  |    |    |    |    | △  |    |
|      | 秋   |    |    |    |    | △  |    |    |    |    | △  |

(注1) カラマツには、グイマツ等を含みトドマツには、エゾマツ、アカエゾマツを含む。

(注2) 記載例 ①：下刈り1回 ②：下刈り2回 △：つる切り、除伐等

### 3 その他間伐及び保育の基準

特になし

### 4 その他必要な事項

#### (1) 要間伐森林及び計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林に関する事項

森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要があるもの（以下、「要間伐森林」という。）について、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知します。

また、1及び3に定める間伐の基準に照らし、計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等は参考資料に掲載のとおりです。

#### (2) その他間伐及び保育に関する留意事項

木材等生産林に関しては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

また、保育コストの低減を図るため、緩傾斜地など機械での作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を検討することとします。

## 第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりです。

#### (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）

##### ア 区域の設定

水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

##### イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

#### (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

##### ①土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区、その他山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、その他山地災害防止／土壌保全機能の評価区分が高い森林など、山地災害防止機能

及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表 1 のとおり定めます。

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表 1 のとおり定めます。

③保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林、史跡等と一体となりすぐれた自然景観等を形成する森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表 1 のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとし、具体的には、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢の概ね 2 倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林の区域については別表 2 のとおり定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表 1 のとおり定めます。

(2) 森林施業の方法

木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化・長伐期化を図るなど、生産生産目標に応じた林齢で伐採するものとし、人工林の主要な樹種の主伐時期については、次表を目安とします。

また、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

| 樹種   | 生産目標       | 仕立て方法 | 主伐時期 |
|------|------------|-------|------|
| カラマツ | 一般材生産・34cm | 中庸仕立て | 50年  |
| トドマツ | 一般材生産・36cm | 中庸仕立て | 55年  |

3 その他必要な事項

本町の特性に応じた森林の整備・管理を進めるため、1 の公益的機能別施業森林の区域に重複して次の区域を設定します。

## (1) 水資源保全ゾーン

### ア 区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林の立地条件、地域の要請を踏まえ、特に北海道水資源の保全に関する条例（平成 24 年北海道条例第 9 号）第 17 条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について、別表 1 のとおり定めます。

### イ 森林施業の方法

1 の水源涵養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小及び分散化に努めることとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を別表 2 のとおり定めます。

また、特に急傾斜地等土砂の崩壊又は流出するおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表 2 のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬季間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うこととします。

伐採跡地については早期に確実な更新を図るものとします。

## (2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

### ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則 20m 以上の区域を別表 1 のとおり定めます。

### イ 森林施業の方法

1 の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表 2 のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用に当たっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表攪乱を最小限に抑えることとします。

## (3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

### ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認める森林について別表 1 のとおり定めます。

### イ 森林施業の方法

1 の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表 2 のとおり定めます。

また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとします。

## 第5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 路網の整備に関する事項

- (1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

## ア 路網密度の水準及び作業システム

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

| 区分            | 作業システム    | 路網密度  |      |
|---------------|-----------|-------|------|
|               |           |       | 基幹路網 |
| 緩傾斜地（0°～15°）  | 車両系作業システム | 100以上 | 35以上 |
| 中傾斜地（15°～30°） | 車両系作業システム | 75以上  | 25以上 |
| 急傾斜地（30°～）    | 架線系作業システム | 15以上  | 15以上 |

（注1）「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、ウィンチ、フォワーダ等を活用。

（注2）「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用。

なお、本表は、木材搬出予定箇所で路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。とくに作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、ウィンチ、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

| 傾斜区分              | 伐倒            | 集材《木寄せ》                  | 造材          | 巻立て                       |
|-------------------|---------------|--------------------------|-------------|---------------------------|
| 緩傾斜地<br>(0°～15°)  | フェラーバン<br>チャー | トラクタ【全木集材】<br>《グラップルローダ》 | ハーベスタ・プロセッサ | グラップルローダ<br>(ハーベスタ・プロセッサ) |
|                   |               | スキッド【全木】                 |             | グラップルローダ<br>(ハーベスタ・プロセッサ) |
|                   | ハーベスタ         | トラクタ【全幹集材】<br>《グラップルローダ》 | ハーベスタ       | グラップルローダ<br>(ハーベスタ)       |
|                   |               | フォワーダ【短幹集材】              |             | (フォワーダ)                   |
|                   | ハーベスタ         | フォワーダ【短幹集材】              | (ハーベスタ)     | (フォワーダ)                   |
| 中傾斜地<br>(15°～30°) | チェーンソー        | トラクタ【全木集材】<br>《グラップルローダ》 | ハーベスタ・プロセッサ | グラップルローダ<br>(ハーベスタ・プロセッサ) |
|                   |               |                          |             |                           |
| 急傾斜地<br>(30°)     | チェーンソー        | スイングヤード<br>【全幹集材】        | チェーンソー      | グラップルローダ                  |
|                   |               |                          | ハーベスタ・プロセッサ | (ハーベスタ・プロセッサ)             |

※ ( ) は、前工程に引き続き同一機種により実施する工程について記載。

※ 【 】 は、集材方法

※ 集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ（全幹）を集材に活用している事例がある。

## イ 路網整備等推進区域の設定

作業路網の整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり設定します。

| 路網整備等推進区域名 | 面積      | 開設予定路線 | 開設予定延長 | 対図番号 | 備考          |
|------------|---------|--------|--------|------|-------------|
| 婦美三        | 20ha    | 婦美三地区線 | 450m   | ①    | 林業専用道（規格相当） |
| 野塚・丸山      | 1,090ha |        |        | ②    |             |

## （２）作業路網の整備及び維持運営に関する事項

### ア 基幹路網に関する事項

#### ① 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程（昭和４８年４月１日付け林野道第１０７号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成２２年９月４日付け２２林整備第６０２号林野庁長官通知）を基本として、道が定める林業専用道作設指針（平成２３年３月３１日付け森計第１２８０号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

#### ② 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。

単位 延長：km 面積：ha

| 振興局 | 開設／<br>拡張 | 種類   | 区分              | 位置  | 路線名   | 延長及び<br>箇所数  | 利 用<br>区 域<br>面 積 | 前半5ヵ年<br>の計画箇所 | 対図<br>番号 | 備考 |
|-----|-----------|------|-----------------|-----|-------|--------------|-------------------|----------------|----------|----|
| 後志  | 開設        | 自動車道 | 林業専用道<br>（規格相当） | 積丹町 | 婦美三地区 | 0.5km<br>1箇所 | 20ha              | ○              | ①        |    |

### イ 細部路網の整備に関する事項

#### ① 細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成２２年１１月１７日付け林整整第６５６号林野庁長官通知）を基本として、道が定める森林作業道作設指針（平成２３年３月３１日付け森整第１２１９号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

## （３）基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成１４年３月２９日付け１３林整整第８８５号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成８年５月１６日８林野基第１５８号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

## ２ その他必要な事項

石狩森林管理署、(独)森林農地整備センターと締結している「積丹地域森林整備推進協定」に基づく森林共同施業団地においては、国有林内路網との相互利用などによる効率的な森林施業の推進に配慮することとします。

## 第６ 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### １ 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

当町における一般民有林の森林所有者は、5ha 未満の森林を所有する小規模森林所有者が所有者数の８９％と大半を占めています。また、管内の一般民有林のうち、３６％は、カラマツ、トドマツ等の人工林であり、間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。このため、ようてい森林組合及びその他の民間林業事業体による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。

## 2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すこととします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進します。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図ることとします。

## 3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（5ヵ年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権等が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

## 4 その他必要な事項

特になし

# 第7 森林施業の共同化の促進に関する事項

## 1 森林施業の共同化の促進方向

本町の森林所有者は5ha 未満の小規模な森林所有者が多く、森林施業を計画的、効率的に行うために、町、森林組合、森林所有者が地域ぐるみの推進体制を整備するとともに、集落単位での森林の施業の集約化を図っていくこととします。

森林施業の協同化を促進するためには、森林所有者間の合意形成を図ることが必要であり、このため、市町村及び森林組合等による集落懇談会等を開催するとともに、普及啓発活動を展開することにより、合意形成を図るものとします。

## 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方向

森林法第10条の11の8第1項で規定される施業実施協定の締結の促進を図り、森林施業の協同実施及び作業道路網の維持管理等について森林施業の共同化をより確実に進めます。

また、NPO法人等が、森林整備ボランティアを実施している箇所については、森林法第10条の11の8第2項の協定の締結の促進をはかり、NPO法人等のボランティア活動の場の確保を図るとともに、一定基準以上の森林施業の質の確保と、確実な実施を確保します。

## 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者が共同して森林施業を実施する際は、次のことに留意することに努めることとします。

- (1) 共同森林施業実施者は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業者、土場、作業場等の施設設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。
- (2) 共同森林施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にすること。
- (3) 共同施業実施者の一人が上記により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施

業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同実施の実効性が損なわれないよう、あらかじめ施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

#### 4 その他必要な事項

特になし

### 第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

#### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、就業体験等の実施及び技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援並びに森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善並びに事業量の安定的確保、合併・協業化及び生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めることとします。

また、経営方針を明確化し、林業経営基盤を強化することにより、地域の林業の担い手となり得る林業経営体及び林業事業体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。

##### (1) 人材の育成・確保

新規的林業就業者や専門的知識を有する技術者の養成、高性能林業機械など高度な運転技術が必要とされるオペレーターや次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの育成など、研修制度の充実を図るとともに、林業への新規参入や就労の長期化を促進するための支援などを総合的に推進し、人材の育成及び確保を図ることとします。

また、新規の森林所有者、若手林業後継者及び林業グループに対し、経営手法や技術の普及指導を図り、後継者等が安定して林業経営を維持できるよう支援することとします。

##### (2) 林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め経営の体質強化、高度化を促進することとします。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化、合併の推進などを図り、地域の中核となる森林組合の育成に努めることとします。

また、未利用材を有効活用した製品の提供や森林見学ツアー等の森林空間を活用した森林関連ビジネスを支援することとします。

さらに、北海道において、森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」が創設されたことから、本町においても、森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の活用に努めます。

#### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、緩傾斜地における林内作業では、チェーンソーとトラクターによる作業システムに加え、ハーベスタによる伐倒、枝払い、玉切り作業とフォワーダによる短幹集材作業のシステムを活用するなど、高性能林業機械による効率的、省力化の作業システムの普及及び定着を図るものとします。

また、高性能林業機械の導入を推進するに当たっては、地域における地形、資源、作業量及び林業労働の動向を踏まえ、森林組合を中心に効果的、効率的な導入に努めます。

なお、作業種による高性能機械を主体とした林業機械の導入目標は次表のとおりとします。

| 作業の種類     |          | 現 状           | 将 来           |
|-----------|----------|---------------|---------------|
| 伐採、伐倒     |          | チェーンソー        | チェーンソー、ハーベスタ  |
| 造材        |          | チェーンソー        | チェーンソー、プロセッサ  |
| 集材        |          | 林内作業車・小型集材車   | 林内作業車・小型集材車   |
| 造林<br>保育等 | 地拵<br>下刈 | チェーンソー<br>草刈機 | チェーンソー<br>草刈機 |
|           | 枝打       | 人力            | リモコン自動枝打機     |

### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

当町においては、素材生産・加工工場は存在せず、林産物の生産・流通・加工・販売施設の整備計画も予定していませんが、地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要です。このため、地域材の利用に向けた道民への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携などに取り組むとともに、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めることとします。

また、地材地消の推進に当たっては、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、北海道が策定した「北海道地域材利用推進方針」（平成 23 年 3 月策定）に即して公共建築物において積極的に木材、木製品を利用するほか、住宅用建築材をはじめ、森林バイオマスエネルギーへの活用など、幅広い用途での地域材の利用を促進しつつ、このような需要に対し地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進することとします。

### 4 その他森林の整備のために必要な事項

特になし

## Ⅲ 森林の病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

### 1 森林病虫害の駆除及び予防の方法等

#### （１）森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害については、被害の早期発見及び早期防除に努め、当該病虫害の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

なお、森林病虫害のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

#### （２）その他

森林病虫害の被害の早期発見、早期防除のため、当町と道の振興局、林業試験場、森林組合、その他林業関係者が連携して対応します。

### 2 鳥獣による森林被害対策の方法

#### （１）エゾシカ森林被害に対しては、忌避剤の散布や侵入防止柵、枝条巻きの設置のほか、森林内における効率的な捕獲技術の開発等、行政機関・学識者・関係団体・関係者等が連携し、総合的な対策を講ずることとします。

また、生息密度が高い地域においては被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については適切な防除を早期に行うよう努めることとします。また、食害のおそれがある地域については、造林樹種の選定に当たりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種を検討することとします。（関連計画：エゾシカ保護管理計画）

#### （２）エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽するなどの対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置などの対策を実施することとします。

- (3) 道や近隣市町村、森林組合等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、地域の実情に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導するなど、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

### 3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道等の整備や保護標識、消火器格納庫等の施設を設置することとします。

### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

特になし

### 5 その他必要な事項

#### (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

本町に該当する林分はありませんが、今後病虫害の蔓延等のため緊急に伐採駆除等を必要とする事態が発生した場合は、ここに定める森林以外の森林であっても伐採の促進に関する指導等を実施することがあります。

#### (2) その他

ア 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めることとします。

イ 森林の巡視に当たっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、貴重な野生生物の生息・生育地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、鳥獣保護員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うこととします。

## IV 森林の保健機能の増進に関する事項

### 1 保健機能森林の区域

森林の保健機能の増進に関する特別措置法第3条に基づいて定める森林保健機能森林の区域については、保健文化機能を高度に発揮させることが必要であると認められる森林のうち、森林の現況、森林所有者の動向、地域の実情、利用者の動向、交通手段等基盤整備の状況及び整備の見通し、森林施業の担い手となる森林組合等の存在等からみて、適切な配置となるよう区域を設定するものとします。

### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

森林保健機能森林の整備に当たっては、既存の森林施業計画を利用し、森林と森林保健施設を一体的に整備するため当該森林施業計画を変更し、対象森林の保健機能の増進を図るための計画（以下「森林保健機能増進計画」という。）を作成し、森林施業と一体とした施設整備を、計画的かつ一体的に進めるものとします。

優れた風致、景観の保持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、択伐による育成複層林施業や広葉樹を育成するための施業等を推進します。

また、快適な森林環境の維持、利用の利便性に配慮して、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとします。

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、当町森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画するものとします。

- ① Ⅱの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- ② Ⅱの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ③ Ⅱの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ④ Ⅲの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

### 2 森林整備を通じた地域振興に関する事項

美国川・積丹川・余別川の主要河川流域の町有林に設定している「ＪＴの森積丹」での森林保全活動の実施等により、都市住民と町民との交流を図り、地域振興につなげる取組を推進します。

また、国有林と連携した森林共同施業団地の取組について周知するなど、森林整備に対する理解の促進に努めることとします。

### 3 森林の総合利用の推進に関する事項

余別地区の「積丹町げんきの森」から「ふれあいの森」に繋がる地域については、町の唯一の森林体験エリアとして設定されていますが、地区住民や観光客等の利用はあるもののその認知度が低いことから、散策や森林教室、森林浴、植樹活動などを含めた更なる活用を推進することとし、憩いの場としての拠点作りを図ります。散策道や展望路などの適切な管理を行い、樹名板を設置するなど、より親しみやすい森林環境を作るとともに、植樹、下刈り、枝打ちなどの保育・育成活動を体験し、森林や木材とふれあう機会の提供に努めることとします。

### 4 住民参加による森林の整備に関する事項

美国川・積丹川・余別川の主要河川流域の町有林に設定している「ＪＴの森積丹」での「海を育む水源の森づくり」や、継続的に続けられている漁協婦人部や青年部の、海に繋がる「森づくり事業」等、地域自治会、子供たち、町内全体にわたる住民参加と、都市住民との交流などを含めた緑化運動、植樹活動の推進を図ることとします。

また、将来にわたって森林の整備・保全及び利用に対する町民理解を得ていくためには、子供の頃から森林や木材にふれ親しむとともに、学校教育等の現場で森林や木材に対する関心を深め、適切な知識を伝えていくことが重要です。このことから、子供の頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育む取組みである「木育」の推進に努めることとします。

### 5 その他必要な事項

#### (1) 特定保安林の整備に関する事項

特になし

#### (2) 法律により施業について制限を受けている森林の施業方法

該当する法律に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うよう留意します。

ア 保安林及び保安施設地区の地区内の森林保安林及び保安施設地区の施業方法に係る一般的留意事項は、次のとおりです。なお、保安林及び保安施設地区の施業方法については、個々に指定施業要件が定められていますが、制限の決定及び立木伐採の許可等の処理は、保安林制度の一環

として行われますので、留意が必要です。

(ア) 主伐の方法

- a 伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。
- b 伐採方法は、次の3区分とします。
  - (a) 伐採方法の指定無し（皆伐を含む）
  - (b) 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの）
  - (c) 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの）

(イ) 伐採の限度

- a 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。
- b 一箇所当たりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。
  - (a) 水源かん養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取扱をすることが適当と認められる森林に限る）については、20haとします。
  - (b) 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10ha以下とします。
  - (c) その他の保安林であって、該当森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、20ha以下とします。
- c 防風・防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20mにわたり帯状に残存させなければなりません。
- d 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとします。
- e 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とします。また、2回目以降の択伐率は、伐採をしようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が10分の3を超えるときは10分の3（指定施業要件で定められた条件を満たす場合には10分の4）とします。

(ウ) 特例

- a 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。
- b 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあっては伐採指定無し、同じく禁伐と定められている森林にあっては択伐とします。
- c 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年を超えないものとします。

(エ) 間伐の方法及び限度

- a 間伐をすることのできる箇所は原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。
- b 間伐の限度は、当該森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で指定施業要件に定められた率とします。

(オ) 植栽の方法及び期間

- a 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行わなければなりません。
- b 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行わなければなりません。

イ 自然公園特別地域内における森林自然公園特別地域内における施業方法の決定は、表1の「特別地域内における制限」により行います。

表1 特別地域内における制限

| 区分      | 制限内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特別保護地区  | 特別保護地区内の森林は、禁伐とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 第1種特別地域 | <p>(1) 第1種特別地域内の森林は、禁伐とします。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができます。</p> <p>(2) 単木択伐法は次の規定により行います。</p> <p>ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定します。</p> <p>イ 択伐率は現在蓄積の10%以内とします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 第2種特別地域 | <p>(1) 第2種特別地域内の森林は、択伐法によります。ただし、風致の維持に支障のない限り皆伐法によるものとします。</p> <p>(2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとします。</p> <p>(3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。</p> <p>(4) 択伐率は、用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とします。</p> <p>(5) 特に指定した風致木については、保育及び保護に努めることとします。</p> <p>(6) 皆伐法による場合その伐区は、次のとおりとします。</p> <p>ア 一伐区の面積は、2ha以内とします。ただし、疎密度3より多くの保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができます。</p> <p>イ 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においても、伐区は努めて分散しなければなりません。</p> |
| 第3種特別地域 | 第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は受けないものとします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

ウ その他の制限林森林の施業は、それぞれの法令等の制限の範囲内で行うものとします。なお、その他の制限林における法令等の制限は、表2のとおりです。

表2 その他の制限林における伐採方法

| 区分      | 伐採方法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| その他の制限林 | <p>(1) 原則、択伐とし、伐採率は蓄積の30%以内とします。</p> <p>(2) 鳥獣保護区特別保護地区内の、鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められる森林については択伐（その程度が著しいと認められるものについては禁伐）とします。</p> <p>(3) 砂防指定地内の森林の施業は、砂防法第4条及び砂防法施行条例第3条の制限の範囲内で行うものとします。</p> <p>立木の伐採に当たっては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則、択伐としますが、次の砂防指定地内の森林については、皆伐を行うことができます。</p> <p>ア 伐採面積が1ha未満のもの</p> <p>イ 森林施業計画で皆伐として計画されたもの</p> <p>(4) 史跡、名勝又は天然記念物に指定されている区域（伝統的建造物群保存地区を除く。）の森林は、文化財保護法第125条及び北海道文化財保護条例第35条の制限によるものとし、原則、禁伐とします。</p> |

### (3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業体、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。

- (4) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るために特に整備すべき森林に関する事項
- 水道水の水源である伊佐内川及びウエンド川上流の国有林からはじまる流域全体は、水源かん養の機能を特に発揮させる必要が有るため、長伐期施業の導入を促進することとし、適切な森林整備を図ることとします。

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

【一般民有林】

## 1 共通のゾーニング

| 区 分   | 森 林 の 区 域 |                                                                                                             | 面積(ha) |
|-------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
|       | 林班        | 小 班                                                                                                         |        |
| 水源涵養林 | 1         | 全 域                                                                                                         | 31.68  |
|       | 2         | 2~41、44~52、54~56、58~68、70~72、74~237、242~251、253~257                                                         | 128.97 |
|       | 3         | 全 域                                                                                                         | 77.48  |
|       | 4         | 全 域                                                                                                         | 94.36  |
|       | 5         | 1~2、4~5、7~28、31~35                                                                                          | 53.48  |
|       | 6         | 全 域                                                                                                         | 90.44  |
|       | 7         | 1~4、8、13、16、26~27                                                                                           | 101.44 |
|       | 8         | 1、7、13、25~27、29~31、33~38                                                                                    | 19.24  |
|       | 9         | 全 域                                                                                                         | 18.64  |
|       | 12        | 46、49~50、68~71                                                                                              | 20.36  |
|       | 13        | 1~9、11~24、27~30、41~118、128~132、134~139、141~145、155~163                                                      | 129.41 |
|       | 15        | 15~21、23~24、33、35~49、51、61                                                                                  | 23.72  |
|       | 17        | 15、20、34~36、49~50                                                                                           | 4.52   |
|       | 18        | 2~18、28~31、37~39                                                                                            | 75.00  |
|       | 19        | 全 域                                                                                                         | 105.64 |
|       | 20        | 1~4、6~8、11~16                                                                                               | 133.01 |
|       | 21        | 4~14、16~17                                                                                                  | 51.84  |
|       | 22        | 全 域                                                                                                         | 73.88  |
|       | 23        | 21、31~32                                                                                                    | 24.19  |
|       | 24        | 3、5~8、11~16、18~33、35~50、58~59、62~63、67~69、72~74、76~92、94~95、100~101、103、105、107~109、111~113、115~117、121~127 | 143.63 |
|       | 25        | 全 域                                                                                                         | 88.01  |
|       | 26        | 全 域                                                                                                         | 53.60  |
|       | 30        | 1~2、4、7、9~20、22~56                                                                                          | 52.56  |
|       | 31        | 全 域                                                                                                         | 137.72 |
|       | 32        | 27、31~32、35、37、86、89~90、92~93、96~108                                                                        | 81.53  |
|       | 33        | 1~9、20~24、29~33、35、37~41、43~85、87~92                                                                        | 139.31 |
|       | 34        | 1~6、21、26~32、37~39、41~91                                                                                    | 89.25  |
|       | 35        | 2~5、10、12、18、21~25、35、42~56、58~79、89                                                                        | 108.87 |
|       | 36        | 全 域                                                                                                         | 96.60  |
|       | 37        | 全 域                                                                                                         | 59.88  |
|       | 38        | 1~29、31~43、45、47~57、59~98                                                                                   | 76.38  |
|       | 39        | 7~8、10、15、23~26、28~32、34~35、37~48、50、52、54~56、58、60、63、65、67、78、80~83、85                                    | 238.27 |
|       | 40        | 全 域                                                                                                         | 173.92 |
|       | 42        | 13、16、24~29、31~40、44~49、51~57、64、70~79、92~94、97~123、129~136                                                 | 302.17 |
|       | 43        | 全 域                                                                                                         | 125.68 |

| 区 分             | 森 林 の 区 域 |                                                                | 面積(ha) |
|-----------------|-----------|----------------------------------------------------------------|--------|
|                 | 林班        | 小 班                                                            |        |
| 山地災害防止林         | 2         | 1、57、252、258~259                                               | 8.40   |
|                 | 5         | 3、6、29~30                                                      | 5.08   |
|                 | 7         | 37、40、46~47                                                    | 3.76   |
|                 | 8         | 11~12、14~16、18~19、24、32                                        | 10.24  |
|                 | 13        | 10、149~153、203~206                                             | 2.83   |
|                 | 28        | 51~53、112~115                                                  | 0.77   |
|                 | 29        | 21、56                                                          | 0.52   |
|                 | 30        | 3、5~6、57~67                                                    | 1.65   |
|                 | 35        | 80~83、85~88、90~91                                              | 7.56   |
|                 | 38        | 99~101                                                         | 0.24   |
|                 | 41        | 70~78                                                          | 0.68   |
|                 | 42        | 41~42、125~128                                                  | 0.76   |
| 生活環境保全林         | 10        | 10                                                             | 12.88  |
|                 | 11        | 113                                                            | 0.56   |
|                 | 15        | 9~14、27~32、50、52                                               | 24.20  |
|                 | 18        | 1、25                                                           | 2.12   |
|                 | 23        | 6~8、10、15~16                                                   | 8.20   |
|                 | 24        | 1~2、4、10、34、51~57、61、64~66、70~71、93、96~99、104、106              | 21.12  |
|                 | 32        | 38                                                             | 8.56   |
|                 | 33        | 10~19、25~28、42、86                                              | 32.44  |
|                 | 34        | 7~8、10~20、22~25、33~36、40                                       | 38.64  |
|                 | 35        | 6~9、13~17、26~29、31~32、36~41                                    | 33.36  |
| 保健・文化機能<br>等維持林 | 13        | 31~36、38~40、119~127、146~148                                    | 15.36  |
|                 | 24        | 9、17、60、75                                                     | 5.72   |
|                 | 27        | 全 域                                                            | 106.35 |
|                 | 28        | 1~29、31、33~43、45~50、60、62~111                                  | 77.62  |
|                 | 29        | 1~20、22~30、32~36、38、40~46、48~55、59~86                          | 109.73 |
|                 | 39        | 1~6、9、11~14、16~22、49、59、61~62、64、68~77、84、86~88                | 25.84  |
|                 | 41        | 1~69                                                           | 46.32  |
|                 | 42        | 1~12、14~15、17~23、43、50、58~63、65~69、80~91、96                    | 24.52  |
| 木材等生産林          | 7         | 5~7、9~12、14~15、17~25、28~36、38~39、41~45、48~50                   | 28.54  |
|                 | 8         | 2~6、23                                                         | 42.40  |
|                 | 10        | 1~3、5~9、12、14~31、33、35~61                                      | 54.96  |
|                 | 11        | 1、3~16、18~34、36~89、93~95、97、99~100、103~106、108、111~112、114~121 | 109.84 |
|                 | 12        | 1~30、33、35~45、47~48、51~62、64~67、72~83、85~86                    | 91.11  |
|                 | 14        | 全 域                                                            | 72.36  |
|                 | 15        | 1~8、22、25~26、34、53                                             | 29.77  |
|                 | 16        | 全 域                                                            | 77.53  |
|                 | 17        | 全 域                                                            | 140.39 |
|                 | 18        | 19~24、26~27、33~36                                              | 6.52   |

| 区 分    | 森 林 の 区 域 |                                                                                                                  | 面積(ha) |
|--------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
|        | 林班        | 小 班                                                                                                              |        |
| 木材等生産林 | 20        | 5、17                                                                                                             | 1.40   |
|        | 21        | 1～3、15                                                                                                           | 25.72  |
|        | 23        | 3～5、9、11～14、17、20、22～30、33～50                                                                                    | 48.88  |
|        | 24        | 3、5～8、11、15～16、18、23、26～27、29～30、39～50、58～59、62～63、69、72～74、76～82、84、86、88、94～95、100、103、105、109、111～113、121～126 | 75.26  |
|        | 32        | 1～26、28～30、34、36、39～42、46～85、87～88、95                                                                            | 99.04  |

## 2 上乗せのゾーニング

| 区 分        | 森 林 の 区 域 |      | 面積(ha) |
|------------|-----------|------|--------|
|            | 林班        | 小 班  |        |
| 水資源保全ゾーン   |           | 該当なし |        |
| 生物多様性保全ゾーン |           |      |        |
| 水辺林タイプ     |           | 該当なし |        |
| 保護地域タイプ    |           | 該当なし |        |

### 【道 有 林】

該当なし

別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域

### 【一般民有林】

| 区 分                                    | 施業の方法         | 森 林 の 区 域 |                                                        | 面積(ha) | 森林経営計画における主な実施基準（参考）（注1）        |
|----------------------------------------|---------------|-----------|--------------------------------------------------------|--------|---------------------------------|
|                                        |               | 林班        | 小 班                                                    |        |                                 |
| 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林） | 伐期の延長を推進すべき森林 | 1         | 全 域                                                    | 31.68  | 主伐林齢：標準伐期齢＋10年以上<br>皆伐面積：20ha以下 |
|                                        |               | 2         | 2～41、44～52、54～56、58～68、70～72、74～237、242～251、253～257    | 128.97 |                                 |
|                                        |               | 3         | 全 域                                                    | 77.48  |                                 |
|                                        |               | 4         | 全 域                                                    | 94.36  |                                 |
|                                        |               | 5         | 1～2、4～5、7～28、31～35                                     | 53.48  |                                 |
|                                        |               | 6         | 全 域                                                    | 90.44  |                                 |
|                                        |               | 7         | 1～4、8、13、16、26～27                                      | 101.44 |                                 |
|                                        |               | 8         | 1、7、13、25～27、29～31、33～38                               | 19.24  |                                 |
|                                        |               | 9         | 全 域                                                    | 18.64  |                                 |
|                                        |               | 12        | 46、49～50、68～71                                         | 20.36  |                                 |
|                                        |               | 13        | 1～9、11～24、27～30、41～118、128～132、134～139、141～145、155～163 | 129.41 |                                 |
|                                        |               | 15        | 15～21、23～24、33、35～49、51、61                             | 23.72  |                                 |
|                                        |               | 17        | 15、20、34～36、49～50                                      | 4.52   |                                 |
|                                        |               | 18        | 2～18、28～31、37～39                                       | 75.00  |                                 |

| 区 分                                                                                                | 施業の方法                 |                           | 森 林 の 区 域 |                                                                                                             | 面積(ha) | 森林経営計画における主な<br>実施基準（参考）（注1）                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|---------------------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|---------------------------------------------------------|
|                                                                                                    |                       |                           | 林班        | 小班                                                                                                          |        |                                                         |
| 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）                                                             | 伐期の延長を推進すべき森林         |                           | 19        | 全 域                                                                                                         | 105.64 | 主伐林齢：標準伐期齢＋10年以上<br>皆伐面積：20ha以下                         |
|                                                                                                    |                       |                           | 20        | 1～4、6～8、11～16                                                                                               | 133.01 |                                                         |
|                                                                                                    |                       |                           | 21        | 4～14、16～17                                                                                                  | 51.84  |                                                         |
|                                                                                                    |                       |                           | 22        | 全 域                                                                                                         | 73.88  |                                                         |
|                                                                                                    |                       |                           | 23        | 21、31～32                                                                                                    | 24.19  |                                                         |
|                                                                                                    |                       |                           | 24        | 3、5～8、11～16、18～33、35～50、58～59、62～63、67～69、72～74、76～92、94～95、100～101、103、105、107～109、111～113、115～117、121～127 | 143.63 |                                                         |
|                                                                                                    |                       |                           | 25        | 全 域                                                                                                         | 88.01  |                                                         |
|                                                                                                    |                       |                           | 26        | 全 域                                                                                                         | 53.60  |                                                         |
|                                                                                                    |                       |                           | 30        | 1～2、4、7、9～20、22～56                                                                                          | 52.56  |                                                         |
|                                                                                                    |                       |                           | 31        | 全 域                                                                                                         | 137.72 |                                                         |
|                                                                                                    |                       |                           | 32        | 27、31～32、35、37、86、89～90、92～93、96～108                                                                        | 81.53  |                                                         |
|                                                                                                    |                       |                           | 33        | 1～9、20～24、29～33、35、37～41、43～85、87～92                                                                        | 139.31 |                                                         |
|                                                                                                    |                       |                           | 34        | 1～6、21、26～32、37～39、41～91                                                                                    | 89.25  |                                                         |
|                                                                                                    |                       |                           | 35        | 2～5、10、12、18、21～25、35、42～56、58～79、89                                                                        | 108.87 |                                                         |
|                                                                                                    |                       |                           | 36        | 全 域                                                                                                         | 96.60  |                                                         |
|                                                                                                    |                       |                           | 37        | 全 域                                                                                                         | 59.88  |                                                         |
|                                                                                                    |                       |                           | 38        | 1～29、31～43、45、47～57、59～98                                                                                   | 76.38  |                                                         |
|                                                                                                    |                       |                           | 39        | 7～8、10、15、23～26、28～32、34～35、37～48、50、52、54～56、58、60、63、65、67、78、80～83、85                                    | 238.27 |                                                         |
|                                                                                                    |                       |                           | 40        | 全 域                                                                                                         | 173.92 |                                                         |
|                                                                                                    |                       |                           | 42        | 13、16、24～29、31～40、44～49、51～57、64、70～79、92～94、97～123、129～136                                                 | 302.17 |                                                         |
|                                                                                                    |                       |                           | 43        | 全 域                                                                                                         | 125.68 |                                                         |
|                                                                                                    | 伐採面積の規模の縮小を行うべき森林（注2） |                           |           | 該当なし                                                                                                        |        | 主伐林齢：標準伐期齢＋10年以上<br>皆伐面積：10ha以下                         |
| 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林） | 長伐期施業を推進すべき森林（注3）     |                           | 15        | 10、12、14、32                                                                                                 | 16.12  | 主伐林齢：注3の表による<br>皆伐面積：20ha以下                             |
|                                                                                                    |                       |                           | 18        | 25                                                                                                          | 0.32   |                                                         |
|                                                                                                    |                       |                           | 23        | 7～8、10、15～16                                                                                                | 7.44   |                                                         |
|                                                                                                    |                       |                           | 32        | 38                                                                                                          | 8.56   |                                                         |
|                                                                                                    |                       |                           | 33        | 10～13、15～19、25、27                                                                                           | 24.96  |                                                         |
|                                                                                                    |                       |                           | 34        | 7～8、10～11、13～15、17、19～20、33、35                                                                              | 25.76  |                                                         |
|                                                                                                    |                       |                           | 35        | 7、13～14、31、36～41                                                                                            | 17.92  |                                                         |
|                                                                                                    | 複層林施業を推進すべき森林         | 複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く） | 5         | 3、6                                                                                                         | 4.48   | 主伐林齢：標準伐期齢以上<br>伐採率：70%以下<br>その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する |
|                                                                                                    |                       |                           | 7         | 37、40                                                                                                       | 2.80   |                                                         |
|                                                                                                    |                       |                           | 13        | 31～36、38～40、119～127、146～148                                                                                 | 15.36  |                                                         |
|                                                                                                    |                       |                           | 15        | 9、11、13、27～31、50、52                                                                                         | 8.08   |                                                         |

| 区 分                                                                                                    | 施業の方法                   |                           | 森 林 の 区 域 |                                                   | 面積(ha) | 森林経営計画における主な<br>実施基準（参考）（注１）                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|---------------------------|-----------|---------------------------------------------------|--------|-----------------------------------------------------------------|
|                                                                                                        |                         |                           | 林班        | 小班                                                |        |                                                                 |
| 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林<br>（山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林） | 複層林施業を推進すべき森林           | 複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く） | 18        | 1                                                 | 1.80   | 主伐林齢：標準伐期齢以上<br>伐採率：70%以下<br>その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する         |
|                                                                                                        |                         |                           | 23        | 6                                                 | 0.76   |                                                                 |
|                                                                                                        |                         |                           | 24        | 9、17、60、75                                        | 5.72   |                                                                 |
|                                                                                                        |                         |                           | 27        | 全 域                                               | 106.35 |                                                                 |
|                                                                                                        |                         |                           | 28        | 1～29、31、33～43、45～50、60、62～111                     | 77.62  |                                                                 |
|                                                                                                        |                         |                           | 29        | 1～20、22～30、32～36、38、40～46、48～55、59～86             | 109.73 |                                                                 |
|                                                                                                        |                         |                           | 33        | 14、26、28、42、86                                    | 7.48   |                                                                 |
|                                                                                                        |                         |                           | 34        | 12、16、18、22～25、34、36、40                           | 12.88  |                                                                 |
|                                                                                                        |                         |                           | 35        | 6、8～9、15～17、26～29、32                              | 15.44  |                                                                 |
|                                                                                                        |                         |                           | 39        | 1～6、9、11～14、16～22、49、59、61～62、64、68～77、84、86～88   | 25.84  |                                                                 |
|                                                                                                        |                         |                           | 41        | 1～69                                              | 46.32  |                                                                 |
|                                                                                                        |                         |                           | 42        | 1～12、14～15、17～23、43、50、58～63、65～69、80～91、96       | 24.52  |                                                                 |
|                                                                                                        | 択伐による複層林施業を推進すべき森林      |                           | 2         | 1、57、252、258～259                                  | 8.40   | 主伐林齢：標準伐期齢以上<br>伐採率：30%以下又は40%以下<br>その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する |
|                                                                                                        |                         |                           | 5         | 29～30                                             | 0.60   |                                                                 |
|                                                                                                        |                         |                           | 7         | 46～47                                             | 0.96   |                                                                 |
|                                                                                                        |                         |                           | 8         | 11～12、14～16、18～19、24、32                           | 10.24  |                                                                 |
|                                                                                                        |                         |                           | 10        | 10                                                | 12.88  |                                                                 |
|                                                                                                        |                         |                           | 11        | 113                                               | 0.56   |                                                                 |
|                                                                                                        |                         |                           | 13        | 10、149～153、203～206                                | 2.83   |                                                                 |
|                                                                                                        |                         |                           | 24        | 1～2、4、10、34、51～57、61、64～66、70～71、93、96～99、104、106 | 21.12  |                                                                 |
|                                                                                                        |                         |                           | 28        | 51～53、112～115                                     | 0.77   |                                                                 |
|                                                                                                        |                         |                           | 29        | 21、56                                             | 0.52   |                                                                 |
|                                                                                                        |                         |                           | 30        | 3、5～6、57～67                                       | 1.65   |                                                                 |
|                                                                                                        |                         |                           | 35        | 80～83、85～88、90～91                                 | 7.56   |                                                                 |
|                                                                                                        |                         |                           | 38        | 99～101                                            | 0.24   |                                                                 |
|                                                                                                        |                         |                           | 41        | 70～78                                             | 0.68   |                                                                 |
|                                                                                                        |                         |                           | 42        | 41～42、125～128                                     | 0.76   |                                                                 |
|                                                                                                        | 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林 |                           |           | 該当なし                                              |        | 特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する                                      |

（注１）森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注２、注３に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

（注２）「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の１伐区あたりの伐採面積は１０ha以下とする必要があります。

(注3)「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

|     | 樹 種                   | 主伐可能な林齢 |
|-----|-----------------------|---------|
| 人工林 | エゾマツ・アカエゾマツ           | 96年以上   |
|     | トドマツ                  | 80年以上   |
|     | カラマツ                  | 48年以上   |
|     | その他針葉樹                | 64年以上   |
|     | カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む） | 48年以上   |
|     | その他広葉樹                | 64年以上   |
| 天然林 | 主として天然下種によって生立する針葉樹   | 96年以上   |
|     | 主として天然下種によって生立する広葉樹   | 128年以上  |

【道 有 林】

該当なし

参考資料 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林

| 樹 種  | 林齢 | 森 林 の 区 域 |             |
|------|----|-----------|-------------|
|      |    | 林班        | 小 班         |
| カラマツ | 41 | 32        | 54          |
|      | 46 | 27        | 52          |
|      | 49 | 12        | 37          |
|      |    | 13        | 36          |
| トドマツ | 27 | 2         | 107         |
|      | 30 | 2         | 101         |
|      | 32 | 2         | 52          |
|      |    | 40        | 5、62        |
|      | 34 | 40        | 24          |
|      | 35 | 40        | 31、54、61、64 |
|      | 37 | 23        | 34          |

【道 有 林】

該当なし